

59 構改 C 第 690 号  
昭和 59 年 1 月 1 日  
最終改正 5 農振第 3264 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各地方農政局長  
沖繩総合事務局長  
北海道知事

あて

農林水産省農村振興局長

## 土地改良専門技術者育成対策の実施について

土地改良専門技術者育成対策実施要領（昭和 59 年 1 月 1 日付け 59 構改 C 第 689 号構造改善局長。以下「要領」という。）第 3 に定める育成対策は次のとおり実施するものとし、その取扱いについては遺漏のなきを期されたい。

また、土地改良法第 8 条第 2 項に規定する調査、報告業務に際しては、本育成対策の趣旨に鑑み、土地改良専門技術者を積極的に活用されたい。

なお、貴局管内の各都府県知事に対し、貴職からこの旨を通知されたい。

### 第 1 土地改良専門技術者試験

#### 1 試験の実施

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、土地改良専門技術者試験（以下「試験」という。）を毎年度 1 回行う。

#### 2 受験資格

次に掲げる者は、試験を受験する資格を有する。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学において 3 に定める試験の区分に掲げる部門に関する学科の課程（以下「指定課程」という。）を修めて卒業した者で、土地改良事業に係る業務の経験期間（以下「指定期間」という。）が 15 年以上の者又は土地改良事業に係る業務のうち調査若しくは計画実務に携わった期間（以下「実務期間」という。）が 3 年以上の者

イ 学校教育法による短期大学において指定課程を修めて卒業した者で、指定期間が 17 年以上又は実務期間が 5 年以上の者

ウ 学校教育法による高等学校を卒業した者で、指定期間が 20 年以上の者又は実務期間が 7 年以上の者

エ その他ア、イ、ウに掲げる者と同等以上の者として農村振興局長が認めた者

#### 3 試験の区分

試験は次の区分により行う。

##### ア 農業土木部門

かんがい排水施設、農地、農道、農地保全・防災施設、農村環境施設に関する調査、計画、設計、施工、管理、農業農村整備に係る水利用に関する調査、計画、設計、実施その他の農業土木に関する事項

##### イ 地域農業開発計画部門

農村における土地利用計画、営農計画、経済評価、地域活性化計画その他の土地改良事業に係る地域農業開発計画に関する事項

##### ウ 農村環境部門

農村における自然環境、農業生産環境、生活環境及び景観の保全及び創出、地域資源の多面的利用、廃棄物の再生利用、環境予測評価その他の農村環境に関する事項

#### 4 受験の申込み

試験を受けようとする者は、土地改良専門技術者試験及び講習申込書（別記様式 1 号）を、農村振興局長に提出する。

なお、受験申込みは電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。

- 5 合格通知  
農村振興局長は、試験に合格した者に対し、土地改良専門技術者試験合格証書（以下、「合格証書」という。）（別記様式2号）を交付する。
- 6 合格証書の再交付  
合格証書を滅失し、又はき損した者は、土地改良専門技術者合格証書再交付申請書（別記様式2-2号）を農村振興局長に提出して、その再交付を申請することができる。土地改良専門技術者合格証書再交付申請書の提出を受けた農村振興局長は、その内容を確認の上、申請者に対し、合格証書（別記様式2-3号）を交付する。

## 第2 土地改良専門技術者の登録

- 1 登録の実施  
農村振興局長は、土地改良専門技術者登録名簿（以下「登録名簿」という。）を備え、土地改良専門技術者の登録を実施する。
- 2 登録の要件  
1の登録を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 第1の試験に合格した者
  - イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の技術士試験第2次試験の農業部門に合格した者のうち、農業農村工学、農業土木、農村地域・資源計画、農村地域計画、地域農業開発計画又は農村環境を選択科目として合格した者
  - ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の技術水準にある者として農村振興局長が認めた者
- 3 登録の申込み  
2のイ及びウの者で土地改良専門技術者の登録を受けようとする者は、土地改良専門技術者登録申込書（以下、「登録申込書」という。）（別記様式3号）を農村振興局長に提出する。  
なお、登録申込みは電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。
- 4 登録証書の交付
  - (1) 農村振興局長は、3の登録の申込みに係る者が2の登録の要件に該当すると認めるときは、登録名簿に登録するとともに、登録を行ったことを証する土地改良専門技術者登録証書（以下、「登録証書」という。）（別記様式4号）を交付する。
  - (2) 2のアに該当する者には、第1の5の合格証書とともに登録証書を送付する。
  - (3) 2のイに該当する者を登録する場合は、登録部門を以下のとおりとする。
    - ア 農業農村工学又は農業土木を選択科目として合格した者は、農業土木部門に登録する。
    - イ 農村地域・資源計画、農村地域計画又は地域農業開発計画を選択科目として合格した者は、地域農業開発計画部門に登録する。
    - ウ 農村環境を選択科目として合格した者は、農村環境部門に登録する。
  - (4) 登録証書を滅失し、又はき損した者は、土地改良専門技術者登録証書再交付申請書（別記様式4-2号）を農村振興局長に提出して、その再交付を申請することができる。土地改良専門技術者登録証書再交付申請書の提出を受けた農村振興局長は、その内容を確認の上、申請者に対し、登録証書（別記様式4-3号）を交付する。
- 5 登録事項の変更  
登録名簿の事項に変更が生じた場合は、登録申込書を農村振興局長に提出する。  
なお、登録申込書は電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。
- 6 登録の取消し  
農村振興局長は、土地改良専門技術者が次のいずれかに該当すると認める場合は、登録を取り消すものとする。
  - ア 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
  - イ 第4の研修を正当な理由なく2年続けて受けなかった場合
  - ウ 土地改良法第8条第2項及び土地改良施行規則第15条に定める調査・報告を行うに際して、重大な過失又は義務違反があった場合
  - エ 登録の取消しを希望する場合

## 7 登録名簿の作成及び送付

- (1) 農村振興局長は、毎年度3月末日までに登録名簿を作成し、その写しを都道府県（以下「県等」という。）及び都道府県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）に送付する。
- (2) 農村振興局長は、登録名簿の作成に当たり、土地改良専門技術者の登録を受ける者に対して、土地改良専門技術者の委嘱等の目的以外に登録名簿を利用しないことを示した上で、登録名簿に記載する事項について承諾を得る。
- (3) 農村振興局長は、登録名簿の写しを県等及び連合会に送付する際、県等及び連合会に対して、土地改良専門技術者の委嘱等の目的以外に登録名簿を利用しないこと、登録名簿を外部に持ち出さないこと等情報管理を徹底するよう要請する。併せて、都道府県知事に対して、市町村長が土地改良専門技術者の委嘱を行う場合には、県等が市町村に対して登録名簿に関する情報提供を行うよう要請する。

## 第3 土地改良専門技術者の育成講習

### 1 育成講習の実施

農村振興局長は、毎年度1回土地改良専門技術者の育成のための講習（以下「育成講習」という。）を実施する。

なお、育成講習の実施に当たっては、非対面方式で実施することも可能とする。

### 2 育成講習の内容

土地改良事業の調査、計画に関する事項について延べ24時間以上の講習を行い、育成講習を受講した者に対して、修了証書を交付する。

なお、修了証書は電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により交付することとする。

### 3 受講資格

1の育成講習を受講できる者は、第1の2の資格を有する者とする。

### 4 受講の申込み

育成講習を受講しようとする者は、農村振興局長が別に定める期日までに土地改良専門技術者試験及び講習申込書（別記様式1号）を農村振興局長に提出する。

なお、受講申込みは電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。

### 5 受講申込みの受理通知

農村振興局長は、受講を認めたときは、その旨受講申込者に通知する。

## 第4 土地改良専門技術者研修

### 1 土地改良専門技術者研修の実施

農村振興局長は、土地改良専門技術者の資質の向上を図るため、毎年度1回土地改良専門技術者研修（以下「研修」という。）を行う。

なお、研修の実施に当たっては、非対面方式で実施することも可能とする。

### 2 研修の内容

研修の内容は、主として土地改良事業の調査、計画に関する事項及び計画審査に関する事項とする。

## 第5 委託

農村振興局長は、第1から第4の業務の一部を委託することができる。

(別記様式1号)

土地改良専門技術者試験及び講習申込書			
試験受験 <input type="checkbox"/>			
講習受講 <input type="checkbox"/> 注1			
(ふりがな)		男 <input type="checkbox"/>	生年月日
氏名		女 <input type="checkbox"/>	年 月 日 ( 歳)
自宅	現住所 〒		
	(電話番号)		
勤務先	勤務先名		
	所在地 〒		
	(電話番号)		
電子メールアドレス 注2		@	
注4 写 真		受 験 番 号	注3
<p>申込前6ヶ月以内に半身脱帽で撮った縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で本人と確認できるものを貼ること。</p>		試 験 区 分	
		受 験 地	
		撮 影 日	年 月 日

- 注1. 試験受験及び講習受講について、それぞれの希望する申込みに「レ」を記入すること。  
 注2. 電子メールアドレスは、自宅（個人）若しくは勤務先のいずれかを記入すること。  
 注3. 受験番号は記入しないこと。  
 注4. 写真は電子ファイルの添付を可とする。

職歴及び最終学歴証明書 注5					
土地改良事業に係る実務経験 注6	勤務先		業務内容		年月数
					年 月
					年 月
	最終職歴証明	証明者氏名	合計年数	年	
最終学歴 注7	学校名・学部名・学科名等				
	在学期間		年 月～ 年 月		

- 注5. この職歴及び最終学歴証明書以外に、内容を満たす既存資料があれば、これに代えて添付すること。  
 注6. 勤務先・業務内容・年月数を記入する欄は必要に応じて追加すること。  
 注7. 最終学歴を証する資料は電子ファイルの添付を可とする。

(別記様式2号)

農林水産省 農村振興局長	年 月 日	証 し ま す 。	部 門 に 合 格 し た こ と を	土 地 改 良 専 門 技 術 者 試 験	あ な た は 、  年 度 第  回	殿	合 格 証 書	第 号
-----------------	-------------	-----------------------	--	---	---	---	------------------	--------

(別記様式2-2号)

土地改良専門技術者合格証書再交付申請書

申 請 年 月 日 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏 名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

年度に交付された土地改良専門技術者合格証書を滅失(き損)しましたので、再交付されたく申請します。

【滅失(き損)事由】

注1. 住所変更、改姓及び改名の事実があれば、それを証明するものを添付すること。

注2. 滅失又はき損の事由等につき、参考となる資料があれば併せて添付すること。

注3. き損による再交付の申請の場合は、き損した合格証書を添付すること。

(別記様式2-3号)

(表面)

様式2に準ずる。

なお、氏名及び交付年月日については再交付時のものを記載し、その他の記述については当初交付時のものを記載する。

(裏面)

再 交 付 事 由	当 初 交 付 年 月 日	再 交 付
滅 失 ( き 損 )	年 月 日	

(別記様式 3 号)

土地改良専門技術者登録申込書 (新規・変更)

申込年月日 \_\_\_\_\_

申込者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

土地改良専門技術者登録名簿に登録されたく申し込みます。

(別記様式 4 号)

土地改良専門技術者登録証書

土地改良専門技術者登録名簿に登録したことを証する。

登録部門 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

登録年月日 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日

農林水産省農村振興局長

土地改良専門技術者登録証書再交付申請書

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

現住所 \_\_\_\_\_

年度に交付された土地改良専門技術者登録証書を滅失(き損)しましたので、再交付されたく申請します。

【滅失(き損)事由】

注1. 住所変更、改姓及び改名の事実があれば、それを証明するものを添付すること。

注2. 滅失又はき損の事由等につき、参考となる資料があれば併せて添付すること。

注3. き損による再交付の申請の場合は、き損した登録証書を添付すること。

(別記様式4-3号)

(表面)

様式4に準ずる。

なお、氏名及び交付年月日については再交付時のものを記載し、その他の記述については当初交付時のものを記載する。

(裏面)

再 交 付 事 由	当 初 交 付 年 月 日	再 交 付
滅 失 ( き 損 )	年 月 日	